

水道メーター交換等工事特記仕様書（小型水道メーター用）

本工事の仕様は、この特記仕様書に定められたもののほか、当局水道工事共通仕様書、付編の特記仕様書及び施工技術書による。

（適用）

1. この仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「局」という。）が管理する口径 40mm 以下の水道メーター（以下「メーター」という。）に係る次の各号に掲げる工事（以下「工事」という。）に適用する。

（1）法定検定期間満了に伴うメーター交換工事（以下「検満交換」という。）

（2）メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事

（3）上記工事に伴うメーターバルブ（補助止水栓・固定型）（以下「メーターバルブ」という。）交換工事

（工事期間）

2. 工事の期間は、契約の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（実施時期）

3. 工事の実施時期は次のとおりとする。

（1）検満交換の実施時期は、検定期間により以下の 3 回に分ける。

第 1 回：令和 8 年 7 月上旬から令和 8 年 8 月上旬まで

交換個数 ○○個 （予定）

第 2 回：令和 8 年 10 月中旬から令和 8 年 11 月上旬まで

交換個数 ○○個 （予定）

第 3 回：令和 9 年 1 月下旬から令和 9 年 2 月下旬まで

交換個数 ○○個 （予定）

※詳細は、別途指示する。

（2）その他工事の実施時期は、工事期間において、発生の都度、施工するものとする。

（工事基準）

4. 工事は、契約書及びこの仕様書に基づいて施工するものとする。

（1）工事の施工は、計量法、その他関係法規、条例、規則等に遵守するものとする。

（2）作業時間は原則として、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、メーター所有者または使用者等（以下「使用者等」という。）の都合で変更する場合は、あらかじめ局監督員と協議するものとする。

（3）請負者は、横須賀市指定給水装置工事事業者規程第 12 条に規定する主任技術者または当該主任技術者が技能を有すると認めた者を従事させなければならない。

（4）請負者は、固定した工事従事者名を局監督員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、工事従事者は、作業中は局で交付する身分証明書を必ず携帯し、提示を求められた場合はこれを提示するなど、使用者等とのトラブル防止等に努めなければならない。

（5）請負者は、局から工事を請け負っていることがわかる腕章を作成し、工事従事者に、これを身に着けさせて施工させなければならない。

（6）請負者は、使用者等との対応が誠実で丁寧にできる、技術に熟練した者を従事させなければならない。

また、苦情等の処理にあたり常時連絡がつく体制を作り、迅速に行動し、使用者等の信頼を損なわないようにしなければならない。

（7）請負者は、各検満交換の交換個数に見合うだけの工事従事者を配置し、施工にあたらせなけ

ればならない。

- (8) この仕様書等に明示されていない事項であっても工事の性質上、当然必要なものについては、局監督員の指示に従い施工するものとする。

(工事の通知)

5. 請負者は、工事の着手に先立ち、使用者等に次に掲げる通知をしなければならない。
- (1) 検満交換は、着手に先立ち、使用者等に対して局で作成したはがきで事前に工事の内容、交換予定月日等を通知しなければならない。ただし、使用者等がメーター取付請求控え及び異動連絡票（以下「異動連絡票」という。）で転居し居住していないことが明らかな場合は、この限りではない。
- 交換予定月日は、雨天等を考慮し、4、5日程度の許容範囲を限度とし明記すること。
- (2) メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事は、緊急的な工事であり、通知状による通知の必要はない。ただし、飲食店・集合住宅等水の需要が多い施設の場合には、通知状により通知し、了解を得なければならない。
- (3) 工事の当日には、使用者等にあいさつを行い、交換の趣旨を丁寧に説明し、了承を得たうえでメーター交換を行うこと。また、水道メーターの交換の際には、原則立会いを求めなければならない。
- はがきは、当初から作成されていない場合や未着などで使用者に届いていない場合もあるため、このような場合は特に気をつけること。
- ただし、使用者等が不在の場合や、転居し居住していないことが明らかな場合はこの限りではない。
- (4) 検満交換工事及び故障交換工事の完了時は、使用者等に配布する「水道メーター交換工事完了のお知らせ（以下「完了のお知らせ」という。）」を作成し、通知すること。

(工事の準備)

6. 請負者は、工事の着手、施工に先立ち、必要な材料、器材等を準備すると共に、以下の準備を行うこと。
- (1) 検満交換前の準備
- ア. 請負者は、工事の着手前に、異動連絡票に基づき、メーター番号表を区域別に作成し、局監督員に提出しなければならない。
- イ. 各区域で定めた番号のメーターは、別区域に使用してはならない。
- ウ. 交換メーターの番号は、異動連絡票に沿って、口径別にメーター番号の小さいものから順番に記入し、現場では異動連絡票に記入されたメーター番号のとおり交換すること。
- エ. メーター指針の読み方は重要なため、請負者は、工事着工前に必ず工事従事者に間違いのないよう周知徹底すること。
- (指針は、 m^3 単位で読み、100Lの単位を、取付けの場合は、切上げ、取外しの場合は切捨てとする。新品メーターの 1m^3 未満の指針は、取付けの場合にあたることから、 1m^3 に切上げた読みとする。)

(工事の着手)

7. 工事は、上記工事準備が完了したうえで、局の指示により着手するものとする。

(工事日報)

8. 検満交換の工事日報は、異動連絡票の写しを代用し、必要事項を記入したうえで、作業日ごとにファックスまたはメールで局監督員に提出しなければならない。ただし、メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事は、局監督員の指示によるものとする。

(工事写真)

9. メーターバルブを交換したときは、黒板に使用者等の水栓番号、伝票番号、施工年月日及び請負

者名を記載し、現地で新しく取付けたメーターバルブと取外したメーターバルブがわかるよう撮影し、局監督員へ提出すること。

（メーターの支給）

10. 取付け用の新メーターは、局が支給する。

- （１）検漏交換に使用する新メーターは、実施時期に合わせ、メーカーから直接請負者保管場所へ納入されるので、納入保管場所について、事前に局と調整を行い、遺漏なきよう努めること。
- （２）メーター取付工事及び故障等メーター交換工事用の新メーターは、その発生の都度支給する。
- （３）支給メーターの保管場所は、横須賀市内で風雨の影響がなく、盗難等を防げる（カギのかかる）構造のものとすること。

（その他材料）

11. 工事に必要なその他の材料は請負者負担とする。

（工事施工）

12. 工事の施工は、次の各号に掲げるところによるものとする。

（１）検漏交換

ア. 工事は、使用者等の立会いのもとに行うこと。

使用者等が不在の場合は、「水道メーター交換についてのお願い」（以下「交換のお願い」という。）を配布し、使用者等と施工日を協議し交換しなければならない。ただし、使用者等が不在の場合であっても、工事に支障のない場合は交換等作業を行うことができる。しかし、塀を乗り越えて侵入したり、外部から不審に思われるような行動をとってはならない。

交換のお願いを配布しても使用者等と連絡がとれない場合は、再度、再再度、曜日、時間を変えて訪問するなど、粘り強く対処すること。

イ. 検漏交換は、請負者の責任において必ず施工しなければならない。ただし、特別の事情で施工できない場合は、局監督員と協議すること。

ウ. 特別の理由で交換できない場合は、局監督員の指示に従い未交換のメーターは返納すること。

また、必要に応じて現場状況が判断できる写真を撮影し、局監督員に提出すること。

エ. 交換対象の家屋で、増改築工事や家屋の取壊しが行われている場合は、給水装置の新設、増変、撤去工事が予想されるため、その工事内容を確認し、メーター口径の変更や撤去等が予定されている場合は交換を中止し、その旨を局監督員へ連絡すること。

オ. メーター交換終了時は、「完了のお知らせ」及びメーター交換指針カード（以下「カード」という。）に所要事項を記入し、「完了のお知らせ」は使用者等のポストへ投函するとともに「カード」はメーターの蓋に挟んでおくこと。

カ. 完了のお知らせ、カード、異動連絡票に記載する施工日、新旧メーター番号、新旧メーター指針などの所要事項は、重要な情報のため、記入に過誤のないようにすること。

また、異動連絡票などのその他提出資料は、所定の取外メーター等返納作業の後、記載内容の再点検のうえ、局監督員に提出すること。

キ. 取外メーター返納場所は、局監督員が指示する場所とする。

ク. 取外メーター指針は、数字の読み間違い等単純な間違いが様々あるため、必ず２回以上、メーター指針を確認したうえで、異動連絡票に記入すること。

ケ. 異動連絡票に記載する新取付メーター番号については、重複確認を必ず行うこと。

コ. 取外メーターの返納方法は、よく洗浄・乾燥のうえ、異動連絡票の記載順に整列し、メーター保管箱ごとに最初となるメーターに目印をつけること。

サ. 取外メーターの指針確認は、返納場所で返納メーターの指針確認を受け、異動連絡票に確認印を受けなければならない。指針等記載に過誤があった場合は訂正し、現地に配布の「カード」も書き換えること。

シ. 返納作業は、メーター整頓等作業の迅速な遂行のため、請負者は、最低3人以上の作業員に従事すること。

ス. メーター交換調査工は、廃止中や交換困難箇所の調査とする。

(2) メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事

ア. メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事は、局が発行する水道メーター取替伝票（以下、「伝票」という。）により請負者に通知する。請負者は通知受領後速やかに施工すること。ただし、日時等を指定した場合は、その指示に従い施工すること。

イ. 工事は、原則として使用者等の立会いのもとに行うこと。ただし、使用者等が不在の場合であっても、工事に支障のない場合は交換等作業を行うことができる。

ウ. メーター取外工事は、メーター取外し後、メーターバルブを閉止状態にし、量水器閉止プラグを取付けること。

エ. メーター取付工事は、接合箇所をよく清掃し、取付けを行うこと。

なお、メーター取付け後、一定量通水し漏水の有無の確認を行い、パイロットが停止しない場合は漏水と判断できるため、メーターバルブを閉止状態にすると共に、その旨を使用者等及び局監督員に伝えること。

オ. 故障等メーター交換は、上記イ及びエと同様とし、併せて、完了のお知らせ及びカードを作成し、検満交換の項オと同様の処理を行うこと。

(3) 基本的な注意事項

ア. メーター交換工事において、メーター交換時作業チェックリストを活用するなど、交換作業が適正に行われているか、請負者の責任において管理すること。

イ. メーターの運搬及び取扱いは丁寧に行い、衝撃等を与えないようにすること。

ウ. メーターパッキンは、新品を使用しなければならない。

また、伸縮管を使用している場合は、伸縮パッキンも交換しなければならない。

エ. 工事において、着手前に漏水を発見した場合は、速やかに局監督員へ連絡し、その指示を受けなければならない。

オ. メーター交換時にメーターバルブに停水器が設置されている場合は交換を行わないこと。

また、メーター交換時にメタル等で停水されていることが判明した際には、局監督員に連絡して指示を受けること。

カ. メーター交換工事及びメーター取外工事は、伝票に記載されているメーター番号であることを確認した後、交換、取外作業を行うこと。

キ. メーター交換工事及びメーター取付工事は、接合箇所を清掃して給水管内に汚水、異物等が入らないようにし、メーター本体の流入方向を示す矢印を確認して、本体を水平に取付けなければならない。

ク. 口径 40mm のゲート弁（メーターバルブ及び止水栓）の開閉作業は、故障し易いので十分に注意して慎重に行うこと。（閉止するときは、開けては閉めての開閉を数回行い、決して閉めすぎないこと。）

ケ. メーター取付け後、メーターバルブを開栓し正常に給水されているか、漏水や逆取付け等の異状がないか、メーター本体のパイロット等で確認しなければならない。

コ. 通水に際しては、じゃ口等を開けてメーターバルブを3秒以上の余裕をもって開栓し、メーター本体のパイロットの回転状況を確認しながら作業しなければならない。

サ. 工事に際して、メーターバルブが故障・不良の場合は交換すること。その際、ボール式固定型以外のものを使用する場合は局監督員と別途協議すること。

交換後は、上記工事写真に従い撮影し、メーター返納時にバルブ取付箇所一覧表に添えて局監督員へ提出すること。（取外したメーターバルブは、請負者で処分すること。）

シ. 故障等メーター交換工事及びメーター取外工事後の撤去メーターは、作業完了後、伝票に所要事項を記入し経営料金課に返納すること。

ス. 伝票に記載する工事の施工日、新旧メーター番号、新旧メーター指針は、過誤のないよう記入し、局監督員に提出すること。

セ. メーター交換等工事の関連で使用者等の費用工事（2次側漏水など）が必要な場合は、必

ず事前に使用者等に費用負担の説明を行うと共に、概算額（見積）を提示したうえで、了解を得てから施工し、金銭的なトラブルを起こさぬよう努めること。
ソ、工事施工に当たり不明な点は、局監督員に連絡して指示を受けなければならない。

（撤去メーターの返納場所）

13. 検漏交換等に係る撤去メーターは、局が指示する場所に返納すること。

（保安衛生）

14. 請負者は、工事中保安衛生に十分注意を払い、使用者等及び近隣住民に迷惑、損害を及ぼさぬよう施工しなければならない。このために必要とする処置は、関係者と協議し処置しなければならない。

また、この工事施工が原因で発生した事故については、すべて請負者の責任において処理すること。

（損害賠償）

15. 工事中、地上及び地中の既設構築物、埋設物等に支障を及ぼさぬよう注意して施工し、必要に応じて請負者の負担を持って適当な防護を施すものとする。これらに損害を与えた場合は、すべて請負者の負担をもって復旧、補償をしなければならない。

また、工事施工について発生するすべての事故及び損害に対しても同様とする。

（メーター損傷、破損及び逆取付けによる損害賠償）

16. 請負者は、局支給のメーターを亡失、損傷、破損させた場合または逆取付けした場合は、これを賠償しなければならない。

（工事の補償）

17. 工事完了後1年以内に、当該工事の欠陥に起因した漏水、その他の故障があったときは、請負者の負担において修繕をしなければならない。ただし、局が故障原因について、不可抗力または使用者等の故意、若しくは過失によるものであると認めた場合は、この限りではない。

（工事の完了）

18. 請負者は第2項に定める工事期間中、工事が完了したごとに、所定の書類に必要事項を記載し、局監督員に工事の完了を報告すると共に、所定の書類を提出すること。

検査については、上下水道局契約事務取扱規程による。

（契約方法）

19. 本工事は、単価契約である。

（支払方法）

20. 工事費は、各施工月末日に提出されたメーター交換等工事報告書に基づき、契約単価により算出した額に、消費税等相当額を加算した合計金額（1円未満は切り捨てる。）を請負者の請求により支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

21. 請負者は、発注者の承諾なしに、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

（個人情報の保護）

22. 請負者は、工事の施工に伴い、個人情報を取り扱う場合は、別紙1（個人情報の取扱いに関する特記事項）の内容を遵守しなければならない。

（グリーン購入及び環境配慮）

23. 工事費用の中に受託者が物品等を調達する経費が含まれている場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等の調達を行うこととする。

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施すること。

（その他）

24. 本仕様書に定められていない事項、または疑義ある事項については、その都度局監督員と請負者が協議のうえ決定する。